

徳島県小学校体育連盟会則

第1章 名称

第1条 本連盟は徳島県小学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は会長がこれを定める。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は加盟団体の緊密な相互連絡を図り徳島県下小学校における体育運動の健全なる普及発展に資することを目的とする。

第4条 本連盟の事業は下記の通りとする。

- (1) 小学校における体育運動に関する基本的方針の審議ならびに研究調査
- (2) 小学校における体育研究会, その他の体育行事の開催
- (3) その他本連盟の目的を遂行するために必要な事業

第3章 組織及び機関

第5条 本連盟は郡市小学校体育連盟をもって組織する。

第6条 本連盟は下記の役員をおく。

会 長	1名	理 事 長	1名	専 門 部 委 員	若干名
副 会 長	4名	副 理 事 長	若干名 (S 55. 5.10)		
評 議 員	15名	郡 市 理 事	65名 (原則として郡市毎に女子1名, 兼務も可)		
会 計 監 事	3名	常 務 理 事	若干名		

名誉会長及び顧問, 参与をおくことができる (体育関係団体)。

第7条 会長は評議員会において選出し本連盟を代表する。

- (1) 副会長は評議員会において選出し, 会長を補佐し, 会長に事故があるときは, その職務を代行する。
- (2) 会計監事は評議員会において選出し, 会計を監査する。
- (3) 評議員は本連盟の郡市小学校体育連盟より各1名を選出し議案を審議する。
(但し徳島市, 名東郡合わせて3名とする。)
- (4) 郡市理事は郡市小学校体育連盟により各5名を選出する。ただし, 兼務も可とする。
- (5) 名誉会長及び顧問, 参与は評議員会において推薦し諮問にあずかるものとする。
- (6) 理事長は郡市理事及び常務理事・専門部委員の互選によって定め郡市理事及び常務理事・専門部委員を代表する。
- (7) 副理事長は郡市理事及び常務理事・専門部委員の互選によって定め, 理事長を補佐し, 理事長に事故があるときはその職務を代行する。
- (8) 常務理事・専門部委員は会長が委嘱する。

第 8 条 役員会は本連盟の会長・副会長・評議員・郡市理事・常務理事・専門部委員をもって構成し、会長が必要と認める場合これを招集する。

第 9 条 役員会は連盟の決議機関とし、下記の事柄を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 予算ならびに決算
- (3) 体育行事に関する事項
- (4) 体育研究ならびに調査に関する事項
- (5) その他必要なる事項

第 10 条 常務理事会及び専門部委員会は会長が必要に応じて招集し役員会に提出すべき議案の作成及び連盟の庶務会計を掌る。

第 11 条 役員の任期は 1 ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残余期間とする。

第 12 条 役員は任期満了後も後任者の就任まではその職務を行うものとする。

第 13 条 総て会議は構成員の半数以上の出席がなければ成立しない。議事は出席の過半数をもって決し可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 4 章 会 計

第 14 条 本連盟の経費は、分担金及び補助金、その他の収入をもって充当する。分担金は役員会において定める。

第 15 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 5 章 付 則

第 16 条 本連盟の会則は昭和 23 年 5 月 27 日より実施する。

昭和 44 年 5 月 17 日一部改正，昭和 49 年 5 月 18 日一部改正，昭和 51 年 5 月 15 日一部改正

昭和 53 年 5 月 13 日一部改正，昭和 55 年 5 月 10 日一部改正，昭和 57 年 5 月 15 日一部改正

平成 13 年 5 月 19 日一部改正，平成 23 年 5 月 20 日一部改正，平成 24 年 5 月 18 日一部改正

第 17 条 事務遂行上必要なる細則は別に定める。